

葛飾区
子ども・子育て支援事業計画

【素案】

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景・趣旨

これまで葛飾区では、平成14年4月に「葛飾区子育て支援推進プラン」を策定し、児童福祉はもとより、子育て支援に係る母子保健、教育、まちづくり等の施策を総合的に実施してきました。

また、平成17年4月には、次世代育成支援対策推進法に基づき、「葛飾区子育て支援行動計画（前期計画）」を、さらに平成22年4月には前期計画を継承した「葛飾区子育て支援行動計画（後期計画）」を策定し、保育ニーズに応えるサービス提供や施設整備を計画的に実施し、本区の子育て支援の充実と発展に取り組んでまいりました。

平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき平成27年4月から開始される「子ども・子育て支援新制度」では、子育ての孤立感と負担感の増加や深刻な待機児童問題、放課後児童クラブの不足、女性の社会参画を支える支援の不足（M字カーブの解消）などとあわせて、子ども・子育て支援の質の改善と量の不足を解消するために、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保」、「教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」の3つを柱として掲げています。

また、「次世代育成支援対策推進法」が10年間延長され、職場や地域における子育てしやすい環境の整備に向け、事業主の取組支援の充実が図られることとなります。

さらに、未婚化・非婚化の進行や若い世代の所得の伸び悩みなど、希望しても妊娠・出産・子育てに結実しない現状が、少子化をより深刻化させており、ライフステージの各段階に応じたきめ細かな支援が求められております。

こうしたことから、本区では、「子ども・子育て支援新制度」の円滑な施行に適切に対応していくとともに、待機児童対策をはじめとした子ども・子育てを取り巻く諸課題に積極的に取り組んでいくため、本計画において、平成27年4月から5年間の本区の子ども・子育て支援の取組について定めるものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」となります。

また、次世代育成支援対策推進法が改正され、法律の有効期限が 10 年間延長されたこと（平成 37 年 3 月 31 日まで）から、次世代育成支援対策推進法第 8 条の規定に基づく「市町村行動計画」にも位置付け一体的に策定するとともに、児童福祉法第 56 条の 4 の 2 の規定に基づく「市町村整備計画」を内包する計画とします。

さらに、本区の上位計画である「葛飾区基本計画」や子どもの福祉や教育に関する他の計画などとの整合を図り、調和を保った計画とします。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

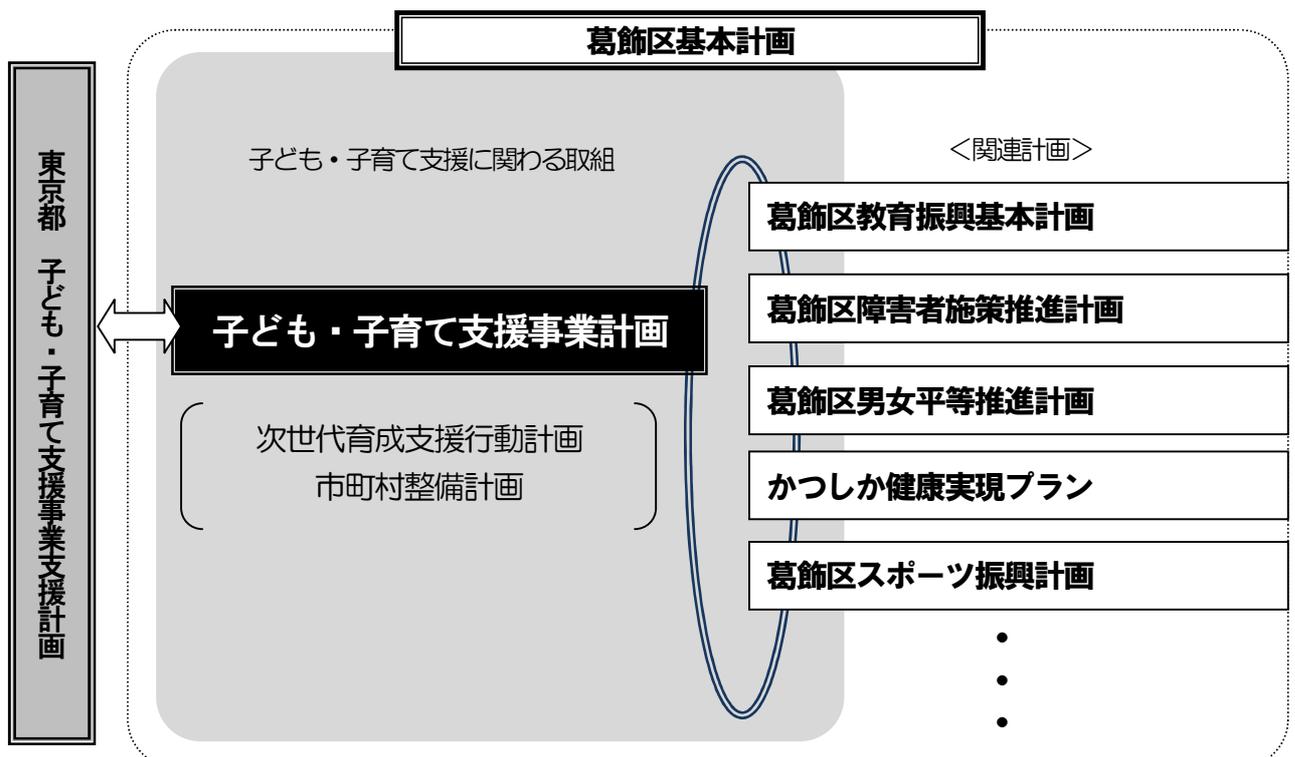
第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法（抜粋）】

(市町村行動計画)

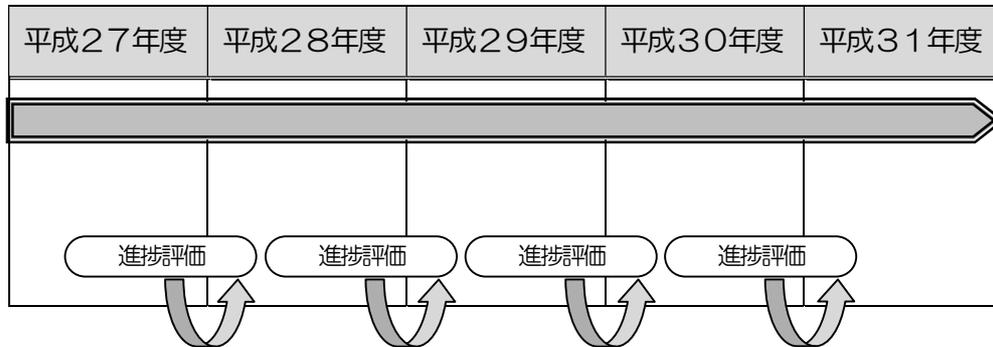
第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、(中略)その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

【諸計画の関係】



3. 計画の期間

本計画は、5年を1期とし、平成27年度から平成31年度までを計画期間とします。

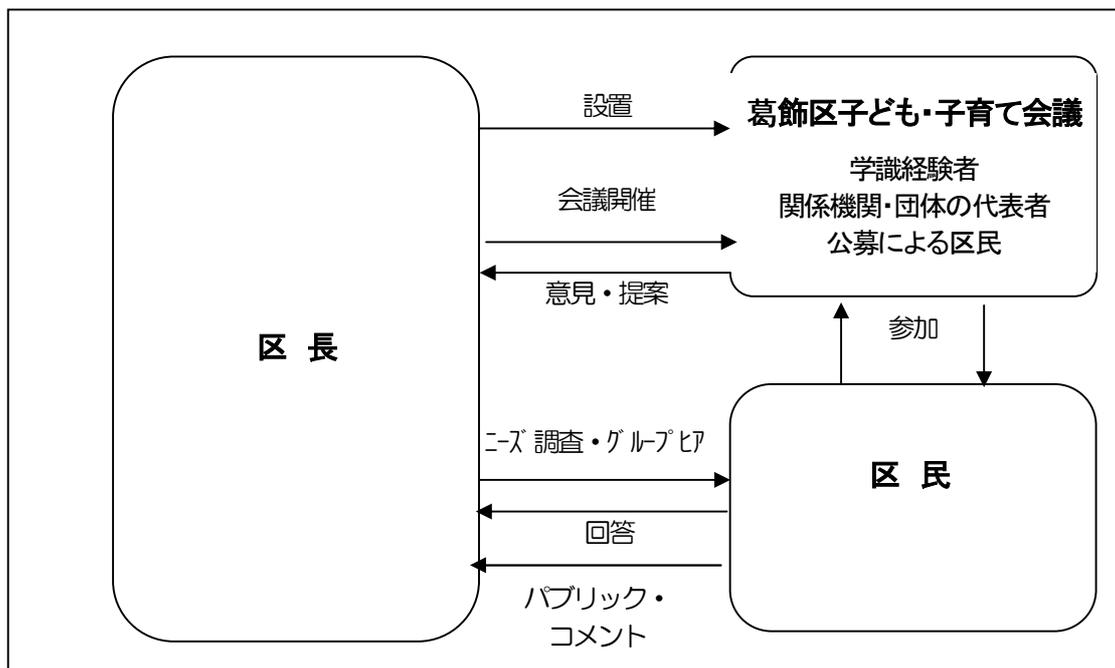


※計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、必要に応じて計画期間中に見直しを検討します。

4. 策定体制

本計画の策定にあたっては、区長の附属機関として、子どもの保護者や子育て支援に関する関係機関・団体の代表者、学識経験者などからなる「葛飾区子ども・子育て会議」を設置し、検討を行ったほか、区内の子育て家庭の意向を調査し、今後見込まれるニーズを把握するとともに、妊婦や発達に課題のある子どもの保護者などに対するグループヒアリングを実施し、計画策定のための参考としました。

■計画の策定体制

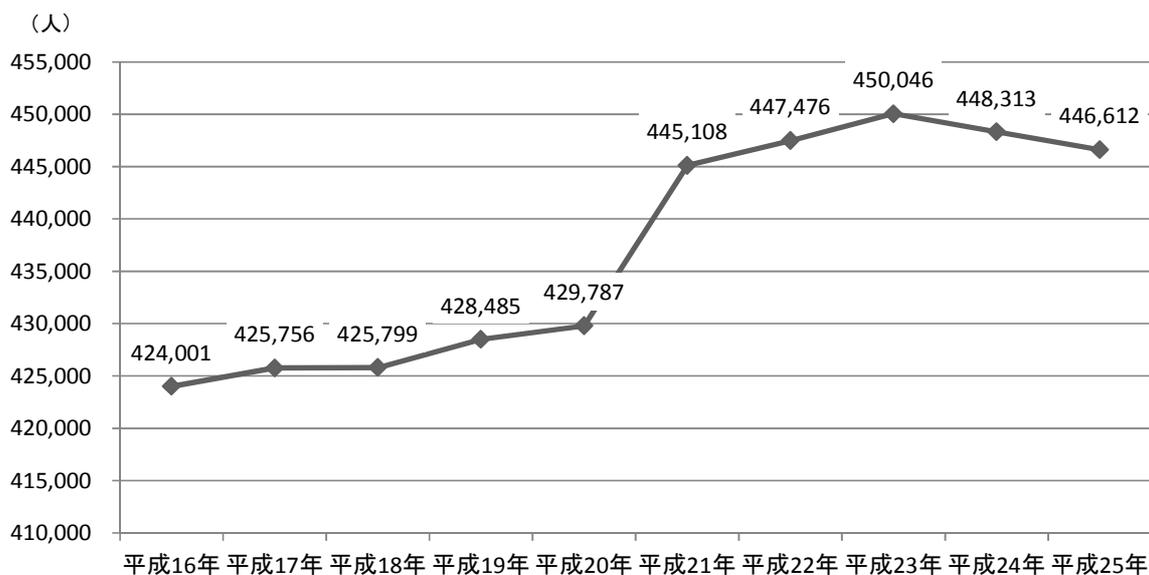


第2章 葛飾区の子ども・子育てを取り巻く状況

1. 葛飾区の子ども・子育てに関わる概況

(1) 社会動態

■葛飾区の人口の推移



※平成21年～25年は外国人登録人口を含む

資料：住民基本台帳

(2) 乳幼児の状況

■乳幼児人口の推移

年次	総人口 (人)	0～5歳児		内訳(人)					
		人口 (人)	総人口に占める比率	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
平成16年	424,001	21,776	5.14%	3,619	3,636	3,666	3,735	3,542	3,578
平成17年	425,756	22,165	5.21%	3,949	3,665	3,621	3,639	3,742	3,549
平成18年	425,799	21,636	5.08%	3,478	3,583	3,648	3,580	3,638	3,709
平成19年	428,485	21,185	4.94%	3,421	3,459	3,529	3,578	3,581	3,617
平成20年	429,787	20,997	4.89%	3,594	3,471	3,388	3,466	3,549	3,529
平成21年	445,108	22,079	4.96%	3,665	3,721	3,557	3,437	3,513	3,605
平成22年	447,476	22,265	4.98%	3,739	3,693	3,725	3,563	3,427	3,507
平成23年	450,046	22,734	5.05%	3,718	3,858	3,748	3,756	3,538	3,460
平成24年	448,313	22,565	5.03%	3,577	3,653	3,759	3,670	3,699	3,522
平成25年	446,612	21,746	4.87%	3,576	3,599	3,639	3,669	3,632	3,631

※平成21年～25年は外国人登録人口を含む

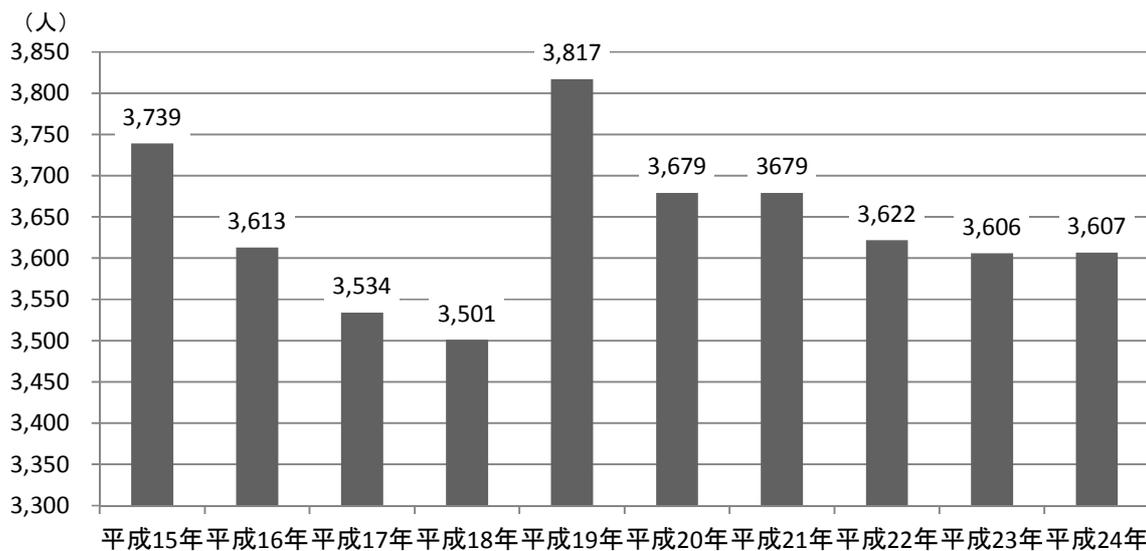
資料：住民基本台帳

■合計特殊出生率

	葛飾区	区部	東京都
平成15年	1.21%	0.96%	1.00%
平成16年	1.19%	0.96%	1.01%
平成17年	1.17%	0.95%	1.00%
平成18年	1.17%	0.98%	1.02%
平成19年	1.31%	1.01%	1.05%
平成20年	1.28%	1.04%	1.09%
平成21年	1.30%	1.06%	1.12%
平成22年	1.28%	1.08%	1.12%
平成23年	1.31%	1.08%	1.06%
平成24年	1.34%	1.12%	1.09%

資料：東京都 人口動態統計

■出生数



資料：東京都 人口動態統計

2. 子ども・子育て支援ニーズ調査の概要

1) 調査の目的

本区における子どもの数や子どもの保護者の教育・保育・子育て支援事業の利用に関する意向、また、子どもとその保護者が置かれている環境その他の事情を把握した上で適切な計画策定を行うために、利用希望把握のための調査を実施しました。

2) 調査の実施状況

調査は、区内に居住する就学前の子ども（0～5歳）の保護者を対象とした①子育て支援施設の利用希望等に関する調査、区内に所在する幼稚園に通う園児の保護者を対象とした②幼稚園園児保護者の就労状況等に関する調査及び③幼稚園における預かり保育の利用に関する調査並びに区内の学童保育クラブに通う児童の保護者を対象とした④学童保育クラブ利用等に関する調査を実施しました。

調査種別	調査対象	調査方法	調査期間
①子育て支援施設の利用希望等に関する調査	区内に居住する就学前の子ども保護者	郵送配布・郵送回収	平成25年10月28日～11月18日
②幼稚園園児保護者の就労状況等に関する調査	区内に所在する幼稚園に通う園児の保護者	各園で直接配布・回収	平成25年9月20日～10月25日
③幼稚園における預かり保育の利用に関する調査	区内に所在する私立幼稚園に通う園児の保護者	各園で直接配布・回収	平成25年9月20日～10月25日
④学童保育クラブ利用等に関する調査	区内の学童保育クラブに通う児童の保護者	各学童保育クラブで直接配布・回収	平成25年11月19日～12月3日

3) 回収結果

調査種別	配布数	有効回収数	有効回収率
①子育て支援施設の利用希望等に関する調査	6,000人	3,618人	60.3%
②幼稚園園児保護者の就労状況等に関する調査	6,195人	4,518人	72.9%
③幼稚園における預かり保育の利用に関する調査	6,076人	4,374人	72.0%
④学童保育クラブ利用等に関する調査	1,011人	565人	55.9%

3. グループヒアリングの概要

1) 調査の目的

妊婦や障害のある子どもの保護者、それらに携わる専門支援者等に対し、アンケート調査だけでは把握しきれない細かな課題やニーズについて聞き取りを行い、計画策定に向けた参考とするためにヒアリング調査を実施しました。

2) 調査の実施状況

調査種別	調査対象	調査方法	調査日
①専門支援者	虐待等の相談を受けている専門支援者	グループヒアリング	平成26年3月10日
②発達に課題のある子どもの保護者	発達に課題のある子どもの保護者	グループヒアリング	平成26年3月11日
③出産を控えている妊婦	区内の産院で開催されている母親学級に参加している妊婦とその家族	グループヒアリング	平成26年4月27日
④助産師	区内の産院の助産師	グループヒアリング	平成26年4月27日

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本的な方向

(1) 基本理念

子ども・子育て支援新制度では、区市町村は子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズを踏まえ、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に実施することが求められています。

<子ども・子育て支援法における「基本指針」において掲げられた計画のポイント>

- ◆「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す
- ◆一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障する
- ◆地域や社会が保護者に寄り添い、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整える
- ◆幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図る
- ◆妊娠・出産から子育てまで切れ目ない支援を行う
- ◆各々が協働し、それぞれの役割を果たす

そこで、本計画においては、子どもの最善の利益の実現のため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、地域全体で子どもや子育て家庭を支える社会の構築を目指し、以下の基本理念を掲げるものとします。

子どもの幸せを第一に考え、
すべての子どもと子育て家庭に地域社会全体で寄り添い、
支えることを通じて、
子どもの最善の利益が実現される「かつしか」を目指していく

(2) 基本目標

「子ども・子育て支援新制度」においては、

「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」

「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」

「地域の子ども・子育て支援の充実」

を推進していくものとされ、さらに、仕事と生活の調和の推進や妊娠・出産から子育てまでの切れ目ない支援、児童虐待防止、ひとり親家庭や障害のある子どもへの支援などについても重視されています。

また、「次世代育成支援対策推進法」が改正され、法律の有効期限が10年間延長されました。

そこで、葛飾区子育て支援行動計画（後期計画）を継承するとともに、子ども・子育て支援法の趣旨を踏まえ、基本理念を実現していくために、基本目標を以下のように設定します。

基本目標 1：のびのび子育て！

教育・保育・子育て支援サービスを充実させ、安心して子育てできる環境を実現します

基本目標 2：すこやか子育て！

妊娠・出産・子育て期を通じた親と子の心身の健康の増進を支援します

基本目標 3：いきいき子育て！

充実した豊かな暮らしを支えるために、仕事と生活の調和を推進します

基本目標 4：あんしん子育て！

安全・安心が保たれ、子育て家庭にやさしく住みよいまちづくりを進めます

基本目標 5：みんなで子育て！

学校・家庭・地域が連携し、地域社会の中で子どもの成長を支えます

基本目標 6：つながる子育て！

ひとりひとりの特性を尊重した子育てが進められるような体制を整備します

2. 計画の体系

別添参照

計 画 の 体 系

基本理念	基本目標	中項目	主な事業		
子どもの幸せを第一に考え、すべての子どもと子育て家庭に地域社会全体で寄り添い、支えることを通じて、子どもの最善の利益が実現される「かつしか」を目指していく	1 のびのび子育て！ 教育・保育・子育て支援サービスを充実させ、安心して子育てできる環境を実現します	(1) 教育・保育の提供体制の充実	認可保育所の設置・運営 予約入園の拡大 認定こども園の設置・運営 家庭的保育事業 小規模保育事業 新規 事業所内保育事業 新規 居宅訪問型保育事業 新規 時間外保育事業 病児・病後児保育事業 病児お迎え対応型駅近郊病児保育の実施 新規 休日保育事業 私立幼稚園の2歳児受入れの実施 私立幼稚園の預かり保育事業 放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ事業）		
		(2) 在宅子育て家庭への支援	一時預かり事業 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 子育て短期支援事業（ショートステイ事業） 子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業） 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば） 緊急一時保育事業		
		(3) 教育・保育・子育て支援サービスの質の向上・充実	保育士の確保に向けた総合的な取組み 新規 民有地マッチング事業 新規 認証保育所認可化移行支援事業 新規 私立学童保育クラブの人材確保等支援事業 新規 学童保育クラブの開所時間の延長 放課後子ども総合プランの推進 新規 子育て支援情報の適切な提供 新規 子育て支援に関するアンケートの実施 新規 利用者支援事業 新規 多様な主体の参入促進事業 新規 子育て支援員（仮称）の活用 新規 福祉サービス第三者評価事業推進		
		(4) 子育て世帯への経済的支援	多子世帯に対する経済的負担軽減の充実（保育料の減免等） 新規 みなし寡婦控除 私立幼稚園等園児保護者に対する補助金 認証保育所の保育料保護者負担軽減 児童手当等事業 実費徴収に係る補給給付を行う事業 新規		
		2 すこやか子育て！ 妊娠・出産・子育て期を通じた親と子の心身の健康の増進を支援します	(1) 母子の健康づくりの推進	妊産婦健康診査事業 特定不妊治療費の助成 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業） 乳幼児健診 親と子の心の健康づくり 母親学級・パパママ学級 育児グループの育成・支援 疾病の早期発見・早期対応 はしかの予防対策 結核の予防接種 アレルギー相談の実施 アレルギー性疾患に関する知識の普及啓発 栄養教育の実施 親と子の食育推進事業 すくすく歯育て支援事業 母親健康診査 子ども医療費助成の実施 入院助産	
			(2) 相談支援体制の充実	子どもと親に対する相談・支援の実施 新規 就学前の子どもの発達相談 新規 特定妊婦電話相談事業 新規 児童虐待通報電話受付事業 新規 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）（再掲） 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）（再掲） 悩みごと相談の実施	
			(1) 仕事と子育ての両立支援	企業向けセミナー ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発 ワーク・ライフ・バランスに関する講座・講演会 ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業 事業所向け啓発誌の発行 企業による講座の開催支援 男性の家庭生活参画促進に関する普及・啓発とネットワークづくり支援 再就職講座	
			3 いきいき子育て！ 充実した豊かな暮らしを支えるために、仕事と生活の調和を推進します		

計 画 の 体 系

基本目標	中項目	主な事業
4 あんしん子育て！ 安全・安心が保たれ、子育て家庭にやさしく住みよいまちづくりを進めます	(1) 子育て家庭が暮らしやすい環境の整備	赤ちゃんの駅事業 子育て支援施設の拠点整備 新規 遊びや生活を通じた児童健全育成事業 特定交通安全施設整備事業（あんしん歩行エリア整備事業） 歩道勾配改善事業 「だれでもトイレ」の設置 乳幼児の利用に配慮した遊び場づくり
	(2) 子どもの安全の確保	地域安全活動支援事業（安全安心情報メール） 交通安全運動推進 安心・安全な公園づくり 公園の安全点検 子どもを犯罪から守るまちづくり活動支援
5 みんなで子育て！ 学校・家庭・地域が連携し、地域社会の中で子どもの成長を支えます	(1) 確かな学力・体力向上に向けた子どもの育成	葛飾学力伸び伸びプランの推進 新規 学校支援プロジェクト 新規 こども体力向上プロジェクトの推進 特色ある学校づくり推進 学校図書館の支援 道徳教育の充実 新規 教職員の資質・能力の向上 葛飾スタンダードの策定・推進 新規 学校ICT環境の整備 いじめ・不登校への対応 幼保・小の連携推進 新規 学校施設の改築 新規 理数教育の充実 新規 特別支援教育の充実 新規
	(2) 家庭・地域による子どもの育ち支援	家庭教育関連事業 新規 家庭教育講座 部活動の充実 早寝・早起き・朝ごはんの推進 地域の子ども会活動の充実 青少年の地域参画の推進 青少年対象事業 図書館のヤングアダルトコーナーの充実 職場体験の実施 学校地域応援団 放課後子ども事業（わくわくチャレンジ広場） 子ども食育クッキング かつしか地域スポーツクラブを中心としたスポーツ環境整備 かつしか区民大学 地域の子育てボランティア等の活用 子育て支援ボランティア派遣事業 新規 ブックスタート事業 新規 セカンドブックスタート事業
6 つながる子育て！ ひとりひとりの特性を尊重した子育てが進められるような体制を整備します	(1) 児童虐待防止対策の推進	養育支援訪問事業（育児支援訪問事業） 要保護児童対策地域協議会 新規 要支援児童一時預かり事業 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）（再掲） 子どもと親に対する相談・支援の実施（再掲） 特定妊婦電話相談事業（再掲） 新規 児童虐待通報電話受付事業（再掲） 新規 子育て支援ボランティア派遣事業（再掲） 新規 配偶者暴力防止事業
	(2) 障害児支援施策の推進	（仮称）5歳児健康診査事業 新規 就学前の子どもの発達相談（再掲） 新規 障害乳幼児療育施設利用者の保護者負担軽減 障害児通所給付（児童発達支援） （放課後等デイサービス） （保育所等訪問支援） 新規 障害児福祉サービス利用計画作成 新規 児童発達支援センターの整備支援 新規 子ども発達センター事業 保育所等訪問支援事業 新規 特別支援教育の充実（再掲） 新規
	(3) ひとり親家庭に対する支援の充実	ひとり親家庭の総合支援の実施 ひとり親家庭等医療費助成 みなし寡婦控除（再掲） 新規 ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業

第4章 施策の展開

基本目標1：のびのび子育て！

教育・保育・子育て支援サービスを充実させ、安心して子育てできる環境を実現します

本区では、葛飾区子育て支援推進プラン、葛飾区子育て支援行動計画（前期計画）、葛飾区子育て支援行動計画（後期計画）により、計画的かつ着実に保育サービスの提供体制の整備を行ってきました。

しかしながら、保育所の整備をはじめとしたこれまでの量的拡大の取組を上回る需要の増加により、依然として待機児童が発生しております。

そこで、平成25年度からスタートした葛飾区基本計画では、待機児童0（ゼロ）を目指し、今後10年で保育所の定員を約1,000人分増加することとしています。

こうした状況の中、「子ども・子育て支援新制度」が創設され、平成27年4月から本格実施されます。本区は、この新たな制度の実施主体として、家庭や子どもの状況に応じ、妊娠・出産から子育てまで切れ目ない支援を行うこととしています。

とりわけ、核家族化の進展や労働環境の変化などにより、子育ての孤立感と負担感の増加や深刻な待機児童問題など、子ども・子育て支援の量的な拡大と質の改善が喫緊の課題となっています。

平成25年に実施した子ども・子育て支援ニーズ調査の結果でも、潜在的な保育サービスの利用希望などから、今後も保育需要は増加していくことが見込まれます。

これに伴い、延長保育や病児保育など多様な保育需要に対応するとともに、在宅での子育て支援の充実や多様な子育て支援のメニューを必要な家庭に適切に届けるための利用者支援の強化が求められております。

そのため、ニーズ調査の結果を適切に踏まえた教育・保育・子育て支援の総合的な提供体制を確保し、本区の子ども・子育て支援のより一層の充実を図り、安心して子育てできる環境を実現していきます。

(1) 教育・保育の提供体制の充実

1) 認可保育所の設置・運営 拡充

所管課：育成課 子育て支援課 保育管理課

【事業概要】

児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、保護者が安心して就労と子育てを両立していくために、日中保育ができない保護者に代わり、保育を行っていきます。

【取り組みの方向】

(2) 在宅子育て家庭への支援

1) 一時預かり事業

所管課：育成課 子育て支援課 保育管理課

【事業概要】

一時預かり事業は、保護者が仕事の都合や通院のほか、自身の活動やリフレッシュなどの場合に、保育所などで一時的に子どもを保育する事業です。また、訪問型一時保育事業は、保護者の疾病・入院等により、緊急・一時的に保育が必要な場合に、保育士等が家庭を訪問して子どもの保育を行う事業です。

【取り組みの方向】

(3) 教育・保育・子育て支援サービスの質の向上・充実

1) 保育士の確保に向けた総合的な取組 新規

所管課：子育て支援課

【事業概要】

保育士不足の問題に対応するため、ハローワーク等と連携し、保育士確保対策を行うとともに、保育士資格の取得支援や保育士の宿舎借上げ支援など、保育の質の向上に取り組めます。

【取り組みの方向】

(4) 子育て世帯への経済的支援

1) 多子世帯に対する経済的負担軽減の充実(保育料の減免等)

所管課：育成課 子育て支援課

【事業概要】

小学校6年生までの兄・姉を有する多子世帯の児童の幼稚園や保育所などの保育料等を減免し、多子世帯の経済的な負担軽減を図ります。

【取り組みの方向】

基本目標1 のびのび子育て！
 教育・保育・子育て支援サービスを充実させ、安心して子育てできる環境を実現します

(1) 教育・保育の提供体制の充実				
事業名	新規・拡充	事業説明	取組みの方向	所管課
認可保育所の設置・運営		児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、保護者が安心して就労と子育てを両立していくために、日中保育ができない保護者に代わり、保育を行っています。		育成課 子育て支援課 保育管理課
予約入園の拡大		安心した育児休業の取得とスムーズな職場復帰を目的に、育児休業明けの0歳児クラスの予約入園を拡大します。		子育て支援課 保育管理課
認定こども園の設置・運営		幼稚園と保育所の機能や特長を合わせ持ち、就学前の子どもに対し、幼児教育と保育を一体的に提供する施設です。また、子育て相談や親子の交流の場が用意されていて、園に通ってなくても参加できます。		育成課 子育て支援課
家庭的保育事業		子どもの保育についての技術及び経験を持ち、区が家庭的保育者（保育ママ）として認可等した方が、自身の家庭で3歳未満の子どもを保育する事業です。少人数で家庭的な環境で保育を実施します。なお、家庭的保育者（保育ママ）の認可については、一定の基準が設けられています。		子育て支援課
小規模保育事業	新規	0～2歳の低年齢児の保育の量的拡充を図るため、少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。なお、小規模保育事業の認可については、一定の基準が設けられています。		育成課 子育て支援課
事業所内保育事業	新規	会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。なお、事業所内保育事業の認可については、一定の基準が設けられています。		育成課 子育て支援課
居宅訪問型保育事業	新規	障害・疾患などで個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅での1対1の保育を行います。なお、居宅訪問型保育事業の認可については、一定の基準が設けられています。		育成課 子育て支援課
時間外保育事業		保育所等で通常の保育時間を超えて子どもを保育する事業です。		子育て支援課 保育管理課
病児・病後児保育事業		保育所に在籍中等の子どもが病中や病後であり、集団保育が困難な場合に、診療所や保育所等に設置した専用室で一時的にその子どもの保育を行う事業です。		育成課 子育て支援課 保育管理課
病児お迎え対応型駅近郊病児保育の実施	新規	駅近郊で病児保育を実施し、保育所等に預けていた子どもが病気になった際、病児保育施設職員が保育所等までお迎えに行き、掛かりつけ医の診察に同行するとともに、保護者がお迎えに来るまでの間、施設で保育を行います。		育成課 子育て支援課

休日保育事業		日曜・祝祭日や年末年始に保護者が仕事などのため保育ができない場合に子どもの保育を行う事業です。		育成課 子育て支援課 保育管理課
私立幼稚園の2歳児受入れの実施		私立幼稚園において、2歳児からの受入れを行い、幼稚園教育カリキュラムによる必要な知識の早期取得や幼児の心身の健全な発達を促します。		育成課
私立幼稚園の預かり保育事業		私立幼稚園で通常の保育時間以降や夏休みなどに子どもを預かる事業です。		育成課
放課後児童健全育成事業 (学童保育クラブ事業)		放課後帰宅しても保護者の就労または疾病等の理由で適切な監護を受けられない小学生に遊び及び生活の場を与え、指導、健全育成を図る事業です。小学校内を中心に学童保育クラブを設置し、放課後子ども事業(わくわくチャレンジ広場)との連携などの取り組みを行っていきます。		育成課 子育て支援課

(2) 在宅子育て家庭への支援

事業名	新規・拡充	事業説明	取組みの方向	所管課
一時預かり事業		一時預かり事業は、保護者が仕事の都合や通院のほか、自身の活動やリフレッシュなどの場合に、保育所などで一時的に子どもを保育する事業です。また、訪問型一時保育事業は、保護者の疾病・入院等により、緊急・一時的に保育が必要な場合に、保育士等が家庭を訪問して子どもの保育を行う事業です。		育成課 子育て支援課 保育管理課
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)		区民相互の助け合いにより子育てを支援する事業で、支援を必要とする人(ファミリー会員)と支援することができる人(サポート会員)を結ぶ会員制の育児支援事業です。		育成課
子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)		保護者の病気・出産・出張などの理由で育児が困難なとき、一時的に宿泊を伴う保育を実施します。		子ども家庭支援課
子育て短期支援事業(トワイライトステイ事業)		残業等で保護者の帰宅が遅い場合、一時的に夜間(午後10時まで)の保育を実施します。		子ども家庭支援課
地域子育て支援拠点事業 (子育てひろば)		子育て中の親が出会い、情報交換や相談のできる拠点として子育てひろばを設置して親の孤立化を防止します。		育成課 子育て支援課
緊急一時保育事業		保護者が病気や出産などのため入院するとき、ご家族の入院のため介護をする必要のあるときなどに一時的に保育を行います。		子育て支援課 保育管理課

(3) 教育・保育・子育て支援サービスの質の向上・充実				
事業名	新規・拡充	事業説明	取組みの方向	所管課
保育士の確保に向けた総合的な取組み	新規	保育士不足の問題に対応するため、ハローワーク等と連携し、保育士確保対策を行うとともに、保育士資格の取得支援や保育士の宿舍借上げ支援など、保育の質の向上にも取り組みます。		子育て支援課
民有地マッチング事業	新規	保育所整備等の促進のため、土地等所有者と保育所を運営する法人等のマッチングを行うための経費の補助を行い、用地不足への対応を図ります。		育成課
認証保育所認可化移行支援事業	新規	認可化を希望する認証保育所に対し、補助金を交付することなどにより移行を支援します。		育成課 子育て支援課
私立学童保育クラブの人材確保等支援事業	新規	私立学童保育クラブの指導員の人材確保に取り組むとともに、適正な物理区画を設ける場合の支援を行います。		子育て支援課
学童保育クラブの開所時間の延長		私立学童保育クラブの延長保育時間をさらに延ばしていくとともに、公立学童保育クラブの延長保育実施箇所を増やしていきます。		育成課 子育て支援課
放課後子ども総合プランの推進	新規	放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ事業）と放課後子ども事業（わくわくチャレンジ広場）を一体的に推進します。		地域教育課 育成課 子育て支援課
子育て支援情報の適切な提供	新規	妊娠期や育児期など、その状況に応じ、必要なときに必要な子育て支援情報をパソコンのサイトやスマートフォンのアプリなどで提供します。		育成課 子育て支援課 子ども家庭支援課
子育て支援に関するアンケートの実施	新規	子育て中の区民に毎年度子育て支援に関する満足度や要望等のアンケートを実施して、その結果を子ども・子育て会議に諮りながら、子育て支援の取組みに活かしていきます。		育成課 子育て支援課 保育管理課 子ども家庭支援課
利用者支援事業	新規	子どもや保護者の身近な場所で、保育所等や子育て支援事業に関する情報提供を行うとともに、必要に応じ相談などを行います。		子育て支援課
多様な主体の参入促進事業	新規	保育所などへの民間事業者の参入促進に関する調査研究や多様な事業者の能力を活用した保育所等の設置・運営を促進します。		育成課
子育て支援員（仮称）の活用	新規	研修を修了し認定を受けた「子育て支援員（仮称）」を小規模保育事業等や学童保育クラブなどで活用していきます。		子育て支援課
福祉サービス第三者評価事業推進		区立の保育施設において、第三者評価機関による専門的かつ客観的な立場からの評価を行い、保育サービスの質の向上を図ります。また、認証保育所が第三者評価を受ける際の助成を行い、サービスの向上を促進していきます。		福祉管理課

(4) 子育て世帯への経済的支援				
事業名	新規・拡充	事業説明	取組みの方向	所管課
多子世帯に対する経済的負担軽減の充実（保育料の減免等）		小学校6年生までの兄・姉を有する多子世帯の児童の保育所や幼稚園などの保育料等を減免し、多子世帯の経済的な負担軽減を図ります。		育成課 子育て支援課
みなし寡婦控除	新規	税法上の寡婦（夫）控除の対象とならない婚姻歴のないひとり親世帯に、寡婦（夫）控除された者と同様の保育園保育料や学童保育クラブ使用料を適用します。		子育て支援課
私立幼稚園等園児保護者に対する補助金		子どもが私立幼稚園に通う世帯に補助金を交付し、保育料の経済的負担の軽減を図ります。		育成課
認証保育所の保育料保護者負担軽減		認証保育所の保育料について補助金を交付し、子育て世帯の経済的な負担軽減を図ります。		子育て支援課
児童手当等事業		中学校3年修了（15歳に達する日以降の最初の3月31日）までの児童を養育されている方に児童手当を支給するほか、父母が離婚した児童等を扶養している方に児童育成手当や児童扶養手当を支給します。		子育て支援課
実費徴収に係る補足給付を行う事業	新規	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、保育所や幼稚園等に保護者が支払うべき日用品や文房具などの物品購入費や行事への参加費などを助成します。		子育て支援課

基本目標2：すこやか子育て！

妊娠・出産・子育て期を通じた親と子の心身の健康の増進を支援します

安心して妊娠・出産・子育てできる環境づくりは、母子の健康、とりわけ子どもの健やかな成長にとって極めて重要です。

核家族化の進展や労働環境の変化などにより、母親は育児に対する負担や不安、孤立感を抱えやすい状況にあります。平成24年度に実施した乳児健康診査時のアンケート調査でも、子育てに自信を持ってない母親の割合が16.1%となるなど、いまだ母親は育児に不安を抱えているという結果が出ています。

子どもの心身の発達を妨げ、ひいては生命をも脅かすおそれのある疾病や児童虐待、また、母親の育児ストレスによる産後うつなどに対し、早期発見・予防に取り組むことが重要です。

そのため、特定不妊治療費の助成による妊娠前の支援から、妊婦及び乳幼児に対する健康診査をはじめ、妊娠期から悩みや不安などを相談できる環境を整えるとともに、生後4か月までの乳児のいる家庭への全戸訪問など、妊娠・出産・子育てに関する相談体制の充実を図っていきます。

また、乳幼児期は疾病に罹患しやすい時期でもあるため、感染症予防の取組やアレルギー性疾患への対応、むし歯予防などにも取り組んでいきます。

こうした妊娠・出産・子育て期を通じた切れ目ない支援により、親と子の心身の健康の増進を支援していきます。

(1) 母子の健康づくりの推進

1) 妊産婦健康診査事業

所管課：子ども家庭支援課

【事業概要】

妊婦健康診査14回と超音波検査費用の一部を助成することにより、妊娠中の健康管理を充実させます。

【取り組みの方向】

(2) 相談支援体制の充実

1) 子どもと親に対する相談・支援の実施

所管課：子ども家庭支援課

【事業概要】

「子どもとの接し方がわからない」「子どもの愛し方がわからない」などの悩みを持つ親に対する相談支援を通して、虐待を予防します。

【取り組みの方向】

基本目標2 すこやか子育て！

妊娠・出産・子育て期を通じた親と子の心身の健康の増進を支援します

(1) 母子の健康づくりの推進				
事業名	新規・拡充	事業説明	取組みの方向	所管課
妊産婦健康診査事業		妊婦健康診査14回と超音波検査費用の一部を助成することにより、妊娠中の健康管理を充実させます。		子ども家庭支援課
特定不妊治療費の助成		医療保険が適用されない特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）に係る費用の一部を助成し、経済的な負担を軽減します。		子ども家庭支援課
乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん訪問事業）		出生通知票をもとに助産師・保健師が生後4ヶ月になるまでの赤ちゃんがいるすべての家庭を訪問し、体重を測りながら育児上の心配ごとや産後の体調のことなどの相談にのり、育児不安の解消を図ります。		子ども家庭支援課 保健センター
乳幼児健診		乳幼児の疾病の早期発見・早期予防に努め、健やかな子育てを支援します。		子ども家庭支援課 保健センター
親と子の心の健康づくり		産後うつ病の発症予防と早期発見のため、エジンバラうつ病問診票を活用して支援が必要な方を親と子のこころの相談室につなげます。また、子どもの発達の違いやかかわり方が不安な親に対して、専門家を交えたグループワークや親子遊びで親子の成長を支援します。		子ども家庭支援課 保健センター
母親学級・パパママ学級		父として母としての心構えや両親が助け合って育児ができるように妊娠中の生活・出産の話、お風呂の入れ方を実習します。平日に参加できない夫婦のために、休日を利用して休日パパママ学級を実施し、先輩パパママの子育て体験談を聞く場を提供します。		子ども家庭支援課
育児グループの育成・支援		同じ月齢の子を持つ母親のグループのほか多胎児のグループなど多様な育児グループに対して、健康情報等を提供し、育児の問題に対する理解と問題解決方法を学ぶとともに子育て中の親同士の仲間づくりを推奨し、親の孤立と育児不安を解消します。		子ども家庭支援課
疾病の早期発見・早期対応		未熟で出生した乳児の入院中の医療費、精密検査を受ける必要のある乳幼児の検査料、機能回復に必要な医療費などを助成することにより、子どもの健康管理に係る経済的負担を軽減して早期の治療・療育を図ります。		子ども家庭支援課 保健センター

はしかの予防対策		はしかが流行しないように接種率の向上を目指し、接種状況の把握や未接種者への勧奨を行います。平成26年度から麻しん・風しん混合ワクチン（MR）の定期予防接種のもれ者を対象に、任意のMRの予防接種費用の全額助成を実施しています。		保健予防課
結核の予防接種		結核の予防接種BCGの接種は、1歳までに保健所または保健センターで集団で予防接種を行います。		保健予防課
アレルギー相談の実施		乳幼児健診等での個別相談のほか、アレルギー相談窓口を設置し、随時相談に応じます。必要に応じて栄養士や環境衛生担当者、食品衛生担当者等と連携して相談体制の充実を図ります。		保健予防課 保健センター
アレルギー性疾患に関する知識の普及啓発		アレルギー情報の提供、アレルギー性疾患の症状へのケアや予防など、リーフレットの作成や講演会等によりアレルギー性疾患に関する正しい知識を普及します。		保健予防課 地域保健課
栄養教育の実施		子どもの健やかな成長や発達のために、母親学級、乳幼児健診、児童館、育児グループ等における栄養指導やリーフレットの配布により望ましい食生活についての栄養教育を実施します。また、小学校4年生及び中学校1年生の児童・生徒と前年度の受診者で医学的管理や経過観察が必要と判断された者のうち希望者に小児生活習慣病予防健診を実施します。保護者向けリーフレットの配布や所見のある児童・生徒の保護者を対象とした小児生活習慣病予防指導講習会を実施するなど健康的な生活習慣を身につけられるように指導します。		健康推進課 保健センター 学務課
親と子の食育推進事業		保育園等の保護者に対して、家庭での食育の取り組みに関する教室を実施します。また、幼児向け食事バランスガイドコマの貸し出しや教材の提供を通して、園における食育の推進を支援します。		健康推進課 保健センター
すくすく歯育て支援事業		子どものむし歯予防のために親子の歯育てすくすくクラブ・1歳2か月児歯科健診・すくすく歯育て歯科健診や健康教育等において、歯科保健に関する正しい知識の普及を図ります。また、子ども本人だけでなく家族に対しても、むし歯予防を働きかけ、乳幼児の心身ともに健やかな発育と、かかりつけ歯科医の定着を促します。		健康推進課
母親健康診査		子育て中の母親に対し健康診査を行うことにより、母親の疾病の早期発見、早期治療を図るとともに、正しい健康習慣を確立し生活習慣病を未然に防止することで、健やかな子育てを支援します。		健康推進課

子ども医療費助成の実施		中学校3年生までの児童に対し、食事療養費自己負担分、差額ベッド代等を除いた保険診療自己負担分の助成を行い、医療費負担を軽減します。		子育て支援課
入院助産		経済的に困窮する妊産婦が入院による出産ができない時に、指定助産施設での入院・分娩費用を補助します。		子育て支援課

(2) 相談支援体制の充実

事業名	新規・拡充	事業説明	取組みの方向	所管課
子どもと親に対する相談・支援の実施		「子どもとの接し方がわからない」「子どもの愛し方がわからない」などの悩みを持つ親に対する相談支援を通して、虐待を予防します。		子ども家庭支援課
就学前の子どもの発達相談	新規	発達に課題のある子どもの保護者又は関係者からの相談を受け、適切な支援を開始できるようにします。		子ども家庭支援課
特定妊婦電話相談事業	新規	妊娠が確認できる段階から相談が早期にできるようにします。また、相談しやすい環境を整えることで、虐待の発生を予防し子どもの健全育成を推進します。		子ども家庭支援課
児童虐待通報電話受付事業	新規	虐待に関する相談を受け、児童相談所や各関係機関と連携して子どもの安全を確保するとともに、家族への援助を実施します。日中だけでなく、夜間や休日等を含めて専門職による虐待通報電話の24時間受け付けを実施します。		子ども家庭支援課
地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）（再掲）		子育て中の親が出会い、情報交換や相談のできる拠点として子育てひろばを設置して親の孤立化を防止します。		育成課 子育て支援課
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）（再掲）		出生通知票をもとに助産師・保健師が生後4ヶ月になるまでの赤ちゃんがいるすべての家庭を訪問し、体重を測りながら育児上の心配ごとや産後の体調のことなどの相談にのり、育児不安の解消を図ります。		子ども家庭支援課 保健センター
悩みごと相談の実施		夫婦や子ども、家庭のことなど母親をはじめとした女性が抱える悩みなどの相談に対応します。		人権推進課

基本目標3：いきいき子育て！

充実した豊かな暮らしを支えるために、仕事と生活の調和を推進します

女性の社会進出や経済の動向などにより、共働き家庭が増加するとともに、女性が就労の継続を希望しながら妊娠・出産を機に退職するいわゆるM字カーブ、男性を中心とした長時間労働など、仕事と生活を両立させることが依然として困難な状況にあります。

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」には、国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を目指すとしています。

こうした社会の実現には、教育・保育・子育て支援サービスの量的拡充を図る一方で、働き方を見直すための意識改革を社会全体で取り組んでいく必要があります。

とりわけ、企業においては、男女ともに子育てに向き合えるよう、長時間労働の是正や労働者本人の希望に応じた育児休業・短時間勤務を取得しやすい環境づくりなど、企業の実情に応じた自主的な取り組みを進める必要があります。

また、いわゆる「イクメン」に代表されるように、家事・育児に積極的な男性に注目が集まるなど、男性の家事・育児への参加意識は広がりを見せてつありますが、雇用均等基本調査による平成25年度の男性の育児休業取得率は2.03%で、前年に比べ若干の増加となっているものの、依然として低水準で推移しています。

このため、本区では、充実した豊かな暮らしを支えるために、企業によるワーク・ライフ・バランスへの取組に対する情報提供・相談による積極的な支援や男性の家事・育児参画促進に向けた意識啓発などに引き続き取り組んでいきます。

(1) 仕事と子育ての両立支援

1) 企業向けセミナー

所管課：人権推進課 産業経済課

【事業概要】

ワーク・ライフ・バランスの推進や育児休業制度の定着を図るため、区内の企業向けにセミナーを開催します。

【取り組みの方向】

基本目標3 いきいき子育て！

充実した豊かな暮らしを支えるために、仕事と生活の調和を推進します

(1) 仕事と子育ての両立支援

事業名	新規・拡充	事業説明	取組みの方向	所管課
企業向けセミナー		ワーク・ライフ・バランスの推進や育児休業制度の定着を図るため、区内の企業向けにセミナーを開催します。		人権推進課 産業経済課
ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発		ワーク・ライフ・バランスへの理解と普及を図るため、各種印刷物の発行やイベントにおける啓発活動を行います。		人権推進課
ワーク・ライフ・バランスに関する講座・講演会		各年齢層に応じた女性のライフプラン作りや、少子高齢化社会の対応に向けた知識・情報を提供するための講座・講演会を開催します。		人権推進課
ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業		区内中小企業へワーク・ライフ・バランス支援アドバイザーを派遣し、育児・介護休業法等関係法令へ適合するよう就業規則の作成又は改正を行い、男女ともに仕事と家庭の両立ができ、働きやすい職場づくりを支援します。		人権推進課
事業所向け啓発誌の発行		ワーク・ライフ・バランスに関する取組や行政等による支援・相談体制の情報提供等の周知啓発のため、区内事業所向けに情報誌を発行します。		人権推進課
企業による講座の開催支援		ワーク・ライフ・バランスを含めた男女平等に関する学習・講座開催を希望する事業所に対し、講座企画を提案し、開催・運営を支援します。		人権推進課
男性の家庭生活参画促進に関する普及・啓発とネットワークづくり支援		男性の家事・育児・介護への参画が進むよう、意識啓発に関する事業や情報提供を行います。また、講座や父親向け事業への参加などをきっかけとした男性同士のネットワークづくりを支援します。		人権推進課
再就職講座		出産・育児・介護等で離職した女性が再就職するために必要な情報をさまざまな角度から提供し、再就職に役立つ講座や講演会を開催します。		人権推進課

基本目標4：あんしん子育て！

安全・安心が保たれ、子育て家庭にやさしく住みよいまちづくりを進めます

子育て家庭が安心して外出し、のびのびと活動できる環境づくりを推進することは、子どもの育成にとって重要な視点です。

グループヒアリングでも、公園などの環境整備を評価して居住地を考えるなどの意見が見られました。魅力あるまちにとって、子どもと一緒に安心して外出を楽しめる環境づくりが重要であることから、公共施設でのおむつ替えや授乳ができるスペースの増設や安全で快適な歩道の整備、乳幼児に配慮した公園づくりを進めていきます。

また、子どもを狙った犯罪が後を絶たない状況の中、日頃から地域で子どもを見守り、防犯意識を高めていく必要があります。

安全安心情報メールを活用して区内犯罪情報などをいち早く届けるとともに、学校や町会、警察などと連携し、安全が確保されるまちづくりに向けての取り組みを強化していきます。

これからも、子どもの安全・安心が保たれ、子育て家庭にやさしく住みよい環境をつくるために、区・保護者・地域が協働したまちづくりを進めていきます。

(1) 子育て家庭が暮らしやすい環境の整備

1) 赤ちゃんの駅事業

所管課：育成課

【事業概要】

小さな子どもを連れた親が安心して外出を楽しめるよう、おむつ替えや授乳などができるスペースを公共施設等に設置します。

【取り組みの方向】

(2) 子どもの安全の確保

1) 地域安全活動支援事業(安全安心情報メール)

所管課：危機管理担当課

【事業概要】

区内で発生した犯罪情報、子どもの安全をおびやかす不審者目撃情報、大規模な災害などの情報、また、犯罪の被害に遭わないための防犯お役立ち情報などを、あらかじめ登録していただいた区民の携帯電話やパソコンへ、メールにより配信します。

【取り組みの方向】

基本目標4 あんしん子育て！
安全・安心が保たれ、子育て家庭にやさしく住みよいまちづくりを進めます

(1) 子育て家庭が暮らしやすい環境の整備

事業名	新規・拡充	事業説明	取組みの方向	所管課
赤ちゃんの駅事業		小さな子どもを連れて親が安心して外出を楽しめるよう、おむつ替えや授乳などができるスペースを公共施設等に設置します。		育成課
子育て支援施設の拠点整備	新規	総合的な子育て支援の中核を担い、行政機関としての特性を生かしたサービスの提供や役割を担う施設を整備します。		育成課 保育管理課
遊びや生活を通じた児童健全育成事業		子どもたちの声を取り入れ、集団あそびや伝承あそび、読み聞かせや工作などで小学生の自主性、社会性、創造性を育み、子どもたちの健やかな育成を図ります。		育成課
特定交通安全施設整備事業（あんしん歩行エリア整備事業）		「あんしん歩行エリア」の整備対象に指定された立石・堀切・四つ木の約284haの地区において、車・人・自転車の錯綜による交通事故の多発、放置自転車、違法駐車による道路機能の低下、バリアフリー化への対応などの地域住民が抱える交通安全に関する課題の解消のため、区と警察が連携して交通安全施設の整備等を重点的に実施します。		道路補修課
歩道勾配改善事業		妊婦や幼児、ベビーカー等誰もが安全で快適に通行できるよう、歩道の勾配を緩やかにするよう改善します。		道路補修課
「だれでもトイレ」の設置		公園を整備する際には、ベビーキープ（乳幼児専用いす）等を常設した「だれでもトイレ」を設置します。		公園課
乳幼児の利用に配慮した遊び場づくり		次の視点から乳幼児の利用に配慮した遊び場づくりを進めます。 ①公園には、幼児にも利用できる遊具を設けます。また、幼児が安心して遊べるよう、幼児コーナーを設けるよう努めます。 ②幼児コーナーには、幼児の利用頻度の高い砂場を設けます。 ③砂場には柵を設け、犬猫のフン害による衛生面に配慮します。		公園課

(2) 子どもの安全の確保

事業名	新規・拡充	事業説明	取組みの方向	所管課
地域安全活動支援事業（安全安心情報メール）		区内で発生した犯罪情報、子どもの安全をおびやかす不審者目撃情報、大規模な災害などの情報、また、犯罪の被害に遭わないための防犯お役立ち情報などを、あらかじめ登録していただいた区民の携帯電話やパソコンへ、メールにより配信します。		危機管理担当課
交通安全運動推進		交通安全のための知識の向上、チャイルドシートの正しい使用の徹底、自転車乗車時のヘルメット着用など自転車の安全利用の推進のために、広報かつしか、区ホームページ、交通安全運動、交通安全教室などを実施し、子どもと子育て家庭の交通事故防止を推進します。		交通安全対策担当課

安心・安全な公園づくり		植栽や建築物および照明施設の配置に配慮した、犯罪抑止効果の高い見通しが良好で安心・安全な公園づくりを行います。		公園課
公園の安全点検		日常の公園巡回点検のほか、自主管理団体・所轄警察・地域町会・学校等との連携を図り、事故や犯罪から未然に子どもたちを守る取り組みを行います。		公園課
子どもを犯罪から守るまちづくり活動支援		子どもへのアンケートから犯罪危険の実態を明らかにし、犯罪危険地図づくり、まちぐるみの点検活動を通じた危険箇所の改善や子どもを守る活動が区内に広がるよう支援します。		生涯学習課

基本目標5：みんなで子育て！

学校・家庭・地域が連携し、地域社会の中で子どもの成長を支えます

次代を担う人材の育成は、地域そのものを持続可能なものとしていくために必要不可欠です。

少子化、核家族化、地域のつながりの希薄化などにより、異年齢や世代間での交流の機会が減少し、また、家庭や地域の子育て力の低下が指摘される中、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を果たし、かつ、互いに連携して、地域社会全体で子どもを見守り育てていくことが重要となります。

また、子どもの成長は、乳幼児期から学齢期まで常に連続しています。家庭から幼稚園や保育所など、さらに学校教育までを見据え、発達段階に応じた円滑な接続を図っていく必要があります。

学校においては、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を育む、質の高い学校教育を推進するため、主体的に学習に取り組み、「わかる喜び」や「学ぶ楽しさ」が実感できるよう、授業の充実を図るとともに、基礎的・基本的な知識・技能を確実な習得を目指し、取組を進めていきます。

また、子どもの人格形成の原点は家庭にあります。幼児期から生活習慣を身に付けさせ、また、親が親として学び育つための支援を行っていきます。

さらに、学校やPTAをはじめ地域の人々の力を結集して、青少年の健全育成や放課後の居場所づくりに取り組むとともに、地域資源を活用して部活動の推進や職場体験、スポーツや読書に慣れ親しむ取組を進めていきます。

こうした取組により、学校・家庭・地域が連携・協働して、地域社会の中で子どもの成長を支えていきます。

(1) 確かな学力・体力向上に向けた子どもの育成

1) 葛飾学力伸び伸びプランの推進 新規

所管課：指導室

【事業概要】

学校長が自校の学力の実態に即して策定した学力向上プランを支援し、児童・生徒の学力の向上を図ります。

【取り組みの方向】

(2) 家庭・地域による子どもの育ち支援

1) 家庭教育関連事業

所管課：地域教育課

【事業概要】

子育てや家庭教育に関する自主的な学習を推進するために「家庭教育応援制度」を設け、専門の講師を派遣していきます。また、子どもの生活習慣を確立する取組として、「早寝・早起き、朝ごはん食べよう」カレンダーを配付していきます。さらに、保護者に家庭教育の大切さを伝える「家庭教育のすすめ」を研修会や保護者会等で周知していきます。

【取り組みの方向】

基本目標5 みんなで子育て！

学校・家庭・地域が連携し、地域社会の中で子どもの成長を支えます

(1) 確かな学力・体力向上に向けた子どもの育成

事業名	新規・拡充	事業説明	取組みの方向	所管課
葛飾学力伸び伸びプランの推進	新規	学校長が自校の学力の実態に即して策定した学力向上プランを支援し、児童・生徒の学力の向上を図ります。		指導室
学校支援プロジェクト	新規	本区の「確かな学力定着度調査」の分析を行い、学校や教員に対して授業力向上に向けた改善策を提示するためのしくみを構築し、児童・生徒の確かな学力の定着を図ります。		指導室
こども体力向上プロジェクトの推進		児童・生徒の体力測定値が全国平均値を上回ることを目指して、子どもの体力調査を継続的に実施するとともに、目標を掲げ、各学校で子どもの体力向上に向けた特色ある取り組みを推進していきます。		指導室
特色ある学校づくり推進		学校や地域の実態を生かした教育活動を重点化して、予算を重点的に配分するなど、「特色ある学校づくり」に取り組めます。		指導室
学校図書館の支援		司書教諭や学校図書館支援指導員との十分な連携のもと、学校図書館ボランティアが運営に参加できる仕組みづくりを進めるとともに、公立図書館の資料を利用しやすくするため、学校図書館にインターネットに接続できる蔵書検索用のコンピュータの設置を検討していきます。		指導室
道徳教育の充実	新規	全教育活動を通して、互いの人格を尊重し合い、偏見や差別、いじめを許さない人権感覚を身に付けた児童・生徒の育成を図ります。		指導室
教職員の資質・能力の向上		すべての教員がその職としての特性や個々のライフステージに合わせて資質・能力が向上できるように、さまざまな研修や研究活動を充実させていきます。		指導室
葛飾スタンダードの策定・推進	新規	本区の児童・生徒が、学校での生活や学習において、義務教育終了までに、これだけは身に付けてほしい、また、それをよりどころにして努力してほしいといった、生活・学習の基準づくりを進めます。		指導室

学校ICT環境の整備		ICTを活用したわかりやすい授業の実現や児童・生徒の情報活用能力を育成するために、学校のICT環境の整備を図ります。		学務課 指導室
いじめ・不登校への対応		いじめや不登校の予防対策や発生後の対策として全校に配置したスクールカウンセラーを活用し、きめ細かく、粘り強く組織的に対応していきます。		指導室
幼保・小の連携推進	新規	「小1問題」の解消に向けて、幼稚園・保育所と小学校が連携し、円滑に接続するしくみを構築します。		指導室 育成課 子育て支援課 保育管理課
学校施設の改築	新規	子どもが安全・安心に、楽しく学校生活を送ることができるよう教育環境を充実し、学校での教育活動をより活発で効果的なものにするため、学校施設の改築を進めていきます。		教育計画推進担当課 学校施設課
理数教育の充実	新規	児童・生徒の理科・数学への興味・関心と知的好奇心等を育成します。		指導室
特別支援教育の充実	新規	教育委員会と福祉・医療等の関係機関との、より一層の連携・協力を進め、乳幼児期から就労に至るまでの一貫した教育支援を行います。また、学校における子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や支援を進めるために、教育委員会内の体制を充実します。		指導室

(2) 家庭・地域による子どもの育ち支援

事業名	新規・拡充	事業説明	取組みの方向	所管課
家庭教育関連事業		子育てや家庭教育に関する自主的な学習を推進するために「家庭教育応援制度」を設け、専門の講師を派遣していきます。また、子どもの生活習慣を確立する取り組みとして、「早寝・早起き、朝ごはん食べよう」カレンダーを配付していきます。さらに、保護者に家庭教育の大切さを伝える「家庭教育のすすめ」を研修会や保護者会等で周知していきます。		地域教育課
家庭教育講座	新規	家庭教育を支援し、親子がともに学び育ちあえるようにします。		地域教育課

部活動の充実		少子化に伴う学級数の減少により、指導に当たる教員が減少し、部活動の指導に困難が生じています。部活動を維持するために、地域の専門指導者を部活動の顧問や技術指導者とする取り組みを推進し、部活動の維持及び充実を図っていきます。		地域教育課
早寝・早起き・朝ごはんの推進		各学校で食育推進チームを編成し、食育リーダーを選任して、「食育指導計画」を作成するとともに、家庭や地域との連携を図りながら、食育の推進を図っていきます。		指導室
地域の子ども会活動の充実		地域の子ども会やジュニアリーダーの活動の充実を図り、子どもたちが地域行事へ主体的に参加する取り組みを推進していきます。		地域教育課
青少年の地域参画の推進		青少年育成地区委員会や青少年委員会の協力を得ながら、青少年の地域行事への参画を推進していきます。		地域教育課
青少年対象事業		青少年が学び交流館等、区の施設を利用しながら仲間と交流を深め、活動できるよう各種事業を実施します。		生涯学習課
図書館のヤングアダルトコーナーの充実		中高生向けの資料の充実を図りながら、参加型の企画やグループ学習のできるスペースの提供を行い、ヤングアダルトコーナーの利用を促進します。		中央図書館
職場体験の実施		体験的な学習を中心に授業内容を充実させていきます。また、教科では学べないような横断的な学習を実施していきます。		指導室
学校地域応援団		各学校に「学校地域応援団」を設置し、地域コーディネーターを中心に地域の人や団体の協力を調整し、学習支援や環境整備などについて学校の求めに応じた支援活動を展開していきます。平成26年5月1日現在、区立小学校23校・区立中学校12校に設置しています。		地域教育課
放課後子ども事業 (わくわくチャレンジ広場)		小学生の放課後等の「楽しい居場所」である放課後子ども事業(わくわくチャレンジ広場)では、自由遊びとともに、学習や文化・スポーツ活動など、内容の充実を図り、子どもたちの社会性や創造性を育てていきます。また、学童保育クラブと連携し、放課後子どもプランを推進していきます。		地域教育課

子ども食育クッキング		児童期から料理づくりの楽しさを体験し、食への関心を育む「子ども（親子）食育クッキング」の事業を区内各所で開催します。		生涯学習課
かつしか地域スポーツクラブを中心としたスポーツ環境整備		地域住民が主体的に取り組むかつしか地域スポーツクラブが、スポーツを通じたコミュニティ拠点として、充実・発展していけるよう環境を整備します。		生涯スポーツ課
かつしか区民大学		地域の教育力の向上や子どもたちの健全育成を図るため、区民大学で子どもに関わるボランティアを育成・支援する講座を実施します。		生涯学習課
地域の子育てボランティア等の活用		地域の子育て経験の豊富な方々にボランティアとして乳幼児の保育を手伝ってもらったり、地域の方々が持っているさまざまな子育て支援のノウハウを活用します。		育成課
子育て支援ボランティア派遣事業	新規	未就学児がいる家庭に研修を受けたボランティア（養成講座修了者）が定期的に訪問し、親の話を傾聴しながら子育てを支援します。		子ども家庭支援課
ブックスタート事業		乳幼児健診時に絵本の入ったブックスタートパックを渡して絵本読みを行います。一緒に絵本を読むことの楽しさや絵本を介して子どもとふれあうことの喜びを伝えます。		中央図書館
セカンドブックスタート事業	新規	3歳の「乳幼児健診のお知らせ」と一緒に引換券を送付します。引換券と母子手帳を持って、図書館の「おはなし会」や「絵本読みの会」に参加した乳幼児に1冊とリーフレットを手渡ししながら、絵本の楽しさや大切さを伝えます。		中央図書館

基本目標6：つながる子育て！

ひとりひとりの特性を尊重した子育てが進められるような体制を整備します

すべての子どもは、いかなる状況にあっても、等しく尊重され、健やかな育ちが保障されなければなりません。

児童虐待は、子どもの成長及び人格形成に重大な影響を及ぼすだけでなく、最悪の場合、命を奪われる例もあります。虐待の発生予防、早期発見、早期対応のため、妊娠期から相談できる体制を整えるほか、健康診査や乳児への全戸訪問の機会を適切にとらえて早期発見に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会の取組を強化し、関係機関の連携・情報共有を図ることが重要です。

また、障害のある子どももない子どもも、ともに個性が認められ、地域の中でいきいきと暮らせることが重要です。発達に課題のある子どもを早期に発見し関係機関の支援につなげるとともに、児童発達支援センターへの通所や幼稚園・保育所への訪問を通じて支援に取り組んでいきます。

さらに、ひとり親家庭が抱える経済的、精神的な困難に対する支援も欠かせません。グループヒアリングでも、出産後に家族のサポートが受けられない人の負担は大きいとの意見が出されており、日常生活へのサポートや経済的支援、就労相談や資格取得支援など、ひとり親家庭への総合的な自立支援を図っていく必要があります。

このように、ひとりひとりの特性が尊重され、支援を必要としている子どもや子育て家庭に必要な支援が適切に届くよう、行政や地域とつながる体制を整備していきます。

(1) 児童虐待防止対策の推進

1) 養育支援訪問事業(育児支援訪問事業)

所管課：子ども家庭支援課

【事業概要】

特定妊婦及び産後うつや育児不安の強い母親に対して、ヘルパーや保育士等が家庭を訪問し、家事や子どもの保育を行う事業です。

【取り組みの方向】

(2) 障害児支援施策の推進

1)(仮称)5歳児健康診査事業

所管課：子ども家庭支援課

【事業概要】

保護者の心配や課題のある5歳児に対して、保護者・園・関係機関と連携し、適切な支援につなげます。

【取り組みの方向】

(3) ひとり親家庭に対する支援の充実

1) ひとり親家庭の総合支援の実施

所管課：子育て支援課

【事業概要】

ひとり親家庭の経済的問題、就労、子どもの養育などさまざまな悩み相談に応じて、助言・情報提供を行うほか、就職に役立つ資格取得の支援、専門相談員による就労相談、修学・転宅等の貸付けを行い、ひとり親家庭の自立を支援します。

【取り組みの方向】

基本目標6 つながる子育て！
ひとりひとりの特性を尊重した子育てが進められるような体制を整備します

(1) 児童虐待防止対策の推進

事業名	新規・拡充	事業説明	取組みの方向	所管課
養育支援訪問事業（育児支援訪問事業）		特定妊婦及び産後うつや育児不安の強い母親に対して、ヘルパーや保育士等が家庭を訪問し、家事や子どもの保育を行う事業です。		子ども家庭支援課
要保護児童対策地域協議会		要保護児童、要支援児童及び特定妊婦に関する事例検討や連携方法の確認を関係機関で定期的に行い、適切な援助を実施して虐待を予防します。		子ども家庭支援課
要支援児童一時預かり事業	新規	保護者による適切な養育が一時的に困難となった児童に対して、区が短期的に養育を行います。		子ども家庭支援課
子育て短期支援事業（ショートステイ事業）（再掲）		保護者の病気・出産・出張などの理由で育児が困難なとき、一時的に宿泊を伴う保育を実施します。		子ども家庭支援課
子どもと親に対する相談・支援の実施（再掲）		「子どもとの接し方がわからない」「子どもの愛し方がわからない」などの悩みを持つ親に対する相談支援を通して、虐待を予防します。		子ども家庭支援課
特定妊婦電話相談事業（再掲）	新規	妊娠が確認できる段階から相談が早期できるようにします。また、相談しやすい環境を整えることで、虐待の発生を予防し子どもの健全育成を推進します。		子ども家庭支援課
児童虐待通報電話受付事業（再掲）	新規	虐待に関する相談を受け、児童相談所や各関係機関と連携して子どもの安全を確保するとともに、家族への援助を実施します。日中だけでなく、夜間や休日等を含めて専門職による虐待通報電話の24時間受け付けを実施します。		子ども家庭支援課
子育て支援ボランティア派遣事業（再掲）	新規	未就学児がいる家庭に研修を受けたボランティア（養成講座修了者）が定期的に訪問し、親の話を傾聴しながら子育てを支援します。		子ども家庭支援課
配偶者暴力防止事業		配偶者暴力（DV）は、暴力を受ける配偶者だけでなく、同居する子どもの心身にも深刻な影響を及ぼします。配偶者とその子どもたちが健康で安全に生活することができるようにDV相談を実施します。また、DVの早期発見に向けた啓発パンフレットの作成・配布を行います。		人権推進課

(2) 障害児支援施策の推進

事業名	新規・拡充	事業説明	取組みの方向	所管課
-----	-------	------	--------	-----

(仮称) 5歳児健康診査事業	新規	保護者の心配や課題のある5歳児に対して、保護者・園・関係機関と連携し、適切な支援につなげます。		子ども家庭支援課
就学前の子どもの発達相談(再掲)	新規	発達に課題のある子どもの保護者又は関係者からの相談を受け、適切な支援を開始できるようにします。		子ども家庭支援課
障害乳幼児療育施設利用者の保護者負担軽減		地域社会における障害のある乳幼児の発達や自立を促進し、早期療育を充実させるために、保護者の経済的な負担を軽減します。		障害福祉課 障害者施設課
障害児通所給付(児童発達支援)(放課後等デイサービス)(保育所等訪問支援)	新規	発達が心配される児童一人ひとりに、障害児通所支援サービスを通して発達を支援します。		障害福祉課
障害児福祉サービス利用計画作成	新規	障害児の自立した生活を支えるため、障害児福祉サービス利用計画を作成し、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。		障害福祉課 障害者施設課 子ども家庭支援課
児童発達支援センターの整備支援	新規	児童発達支援センターの整備を計画する社会福祉法人等に対して、施設整備費の一部を助成します。		障害福祉課 障害者施設課
子ども発達センター事業		知的障害や発達の遅れが心配される1歳6か月から就学前の児童に対して、発達段階に応じた小集団指導や個別指導を実施します。 また、一時的に保育が必要な障害のある児童の一時保育を実施します。		障害者施設課 子ども家庭支援課
保育所等訪問支援事業	新規	子ども発達センター(児童発達支援センター)の職員が、保育所や幼稚園を訪問し、当該施設の職員とともに発達に障害のある児童への支援を行います。		障害者施設課
特別支援教育の充実(再掲)	新規	教育委員会と福祉・医療等の関係機関との、より一層の連携・協力を進め、乳幼児期から就労に至るまでの一貫した教育支援を行います。また、学校における子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や支援を進めるために、教育委員会内の体制を充実します。		指導室

(3) ひとり親家庭に対する支援の充実

事業名	新規・拡充	事業説明	取組みの方向	所管課
ひとり親家庭の総合支援の実施		ひとり親家庭の経済的問題、就労、子どもの養育などさまざまな悩み相談に応じて、助言・情報提供を行うほか、就職に役立つ資格取得の支援、専門相談員による就労相談、修学・転宅等の貸付けを行い、ひとり親家庭の自立を支援します。		子育て支援課

ひとり親家庭等医療費助成		ひとり親家庭等が健康保険を利用して病院や薬局等で診療や調剤を受けた際の自己負担分を補助します。なお、所得制限や課税・非課税による助成区分があります。		子育て支援課
みなし寡婦控除（再掲）	新規	税法上の寡婦（夫）控除の対象とならない婚姻歴のないひとり親世帯に、寡婦（夫）控除された者と同様の保育園保育料や学童保育クラブ使用料を適用します。		子育て支援課
ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業		ひとり親家庭等で日常生活において家事または育児等に支障を生じている場合に一定期間ホームヘルパーを派遣します。		福祉管理課

第5章 子ども・子育て支援事業計画における量の見込み及び確保方策

1. 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援事業計画においては、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」、すなわち「教育・保育提供区域」を設定して、その区域ごとの「量の見込み（需要）」及び「確保方策（供給）」を計画するものとされています。

そのため、以下のとおり、教育・保育提供区域を設定し、本区の教育・保育・子育て支援サービスを推進していきます。

（1）教育・保育

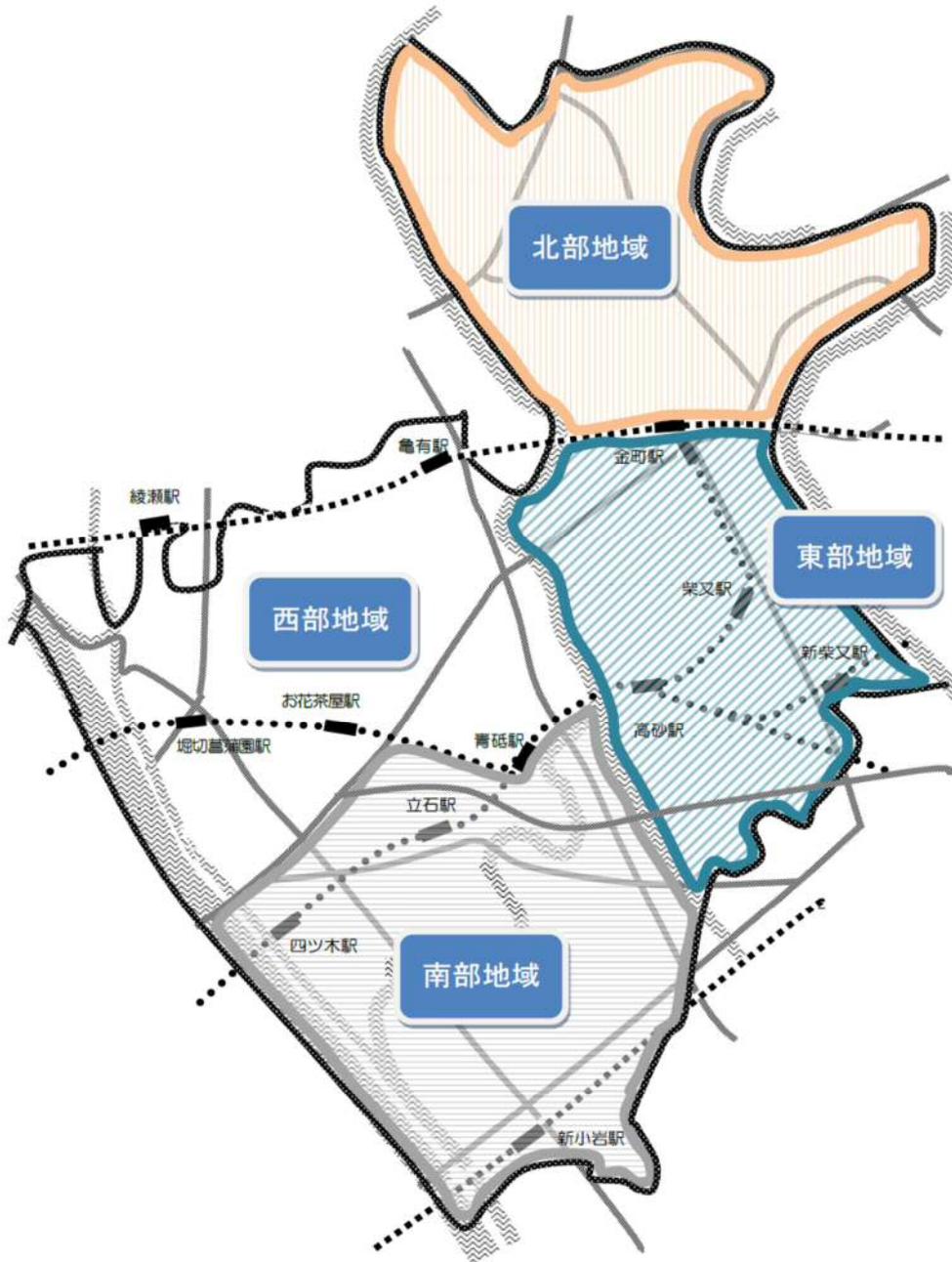
本区の区域を、河川、道路、鉄道等を考慮し、東部、西部、南部、北部の「4区域」とする。

ただし、教育（幼稚園や認定こども園における教育利用）に係る区域は、本区全域（1区域）とする。

（2）地域子ども・子育て支援事業

本区全域（1区域）とする。

■教育・保育提供区域



教育・保育提供区域	該当地域
東部地域	奥戸9丁目/鎌倉1~4丁目/金町1~6丁目/高砂2~8丁目/ 細田1、3~5丁目/柴又1~7丁目/新宿1~5丁目
西部地域	お花茶屋1~3丁目/亀有1~5丁目/四ツ木3~5丁目/ 小菅1~4丁目/西亀有1~4丁目/青戸3~8丁目/東堀切1~3 丁目/白鳥1~4丁目/宝町1~2丁目/堀切1~8丁目
南部地域	奥戸1~8丁目/高砂1丁目/細田2丁目/四ツ木1~2丁目/ 新小岩1~4丁目/西新小岩1~5丁目/青戸1~2丁目/ 東四ツ木1~4丁目/東新小岩1~8丁目/東立石1~4丁目/ 立石1~8丁目
北部地域	新宿6丁目/水元1~5丁目/西水元1~6丁目/東金町1~8丁目 /東水元1~6丁目/南水元1~4丁目

2. 保育の必要性の認定について

保育の必要性の認定とは、子どもの年齢、保護者の労働又は疾病などにより家庭での保育が困難と認められる事由に該当する場合や保育を必要とする時間など、家庭の状況に応じて以下の区分の認定を受けることをいい、この認定区分に応じて教育・保育を利用することとなります。

■認定区分

認定区分	対象者	対象施設・事業
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性がない子ども)	幼稚園 認定こども園(教育利用)
2号認定	満3歳以上の保育の必要のある就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育園 認定こども園(保育利用)
3号認定	満3歳未満の保育の必要のある就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育園 認定こども園(保育利用) 小規模保育事業など

■認定基準

事由	<ul style="list-style-type: none"> • 就労 • 妊娠・出産 • 保護者の疾病・障害 • 同居親族等の介護・看護 • 災害復旧 • 求職活動 • 就学 • 虐待やDVのおそれがあること • 育児休業取得時に、すでに保育を利用していること • その他区が定める事由
-----------	--

保育必要量	<p>2号及び3号認定は、利用可能な保育時間の区分がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 • 保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用
--------------	--

3. 教育・保育の量の見込み及び確保方策

(1) 教育利用に係る量の見込みと確保方策

別添参照

(2) 保育利用に係る量の見込みと確保方策

別添参照

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

別添参照

5. 認定こども園の普及等に係る取組（教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保）

子ども・子育て支援法における基本指針では、認定こども園の普及等に係る事項について、計画における必須掲載事項とされているため、以下のとおり定めることとします。

子ども・子育て支援法の趣旨は、すべての子どもが健やかに成長するよう支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならないとされています。

子ども・子育て支援において、幼児期の教育・保育を担う幼稚園、保育所の役割が極めて重要であることはいうまでもありません。その上で、認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況や変化に対し、柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、本区では、既存の幼稚園や保育所からの移行や新たな設置について、ニーズや設置者の意向、施設・設備等の状況を踏まえて、適切に普及・促進を図っていきます。

第6章 計画の推進体制

1. 計画の周知

計画の推進にあたり、子育て家庭、子育てに係る事業者、関係団体をはじめ、多くの区民の理解と協力が重要であることから、策定した計画について、関係者や関係団体へ周知するとともに、広報紙やホームページなど様々な媒体を活用して、広く区民に周知します。

また、子ども・子育て支援新制度について分かりやすく知らせていくことが安心した妊娠・出産・子育てに結び付いていくと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

2 関係機関等との連携・協働

基本理念の実現には、家庭、教育・保育機関、地域、企業、行政などが相互に連携・協働しながら子育て支援に取り組む必要があります。

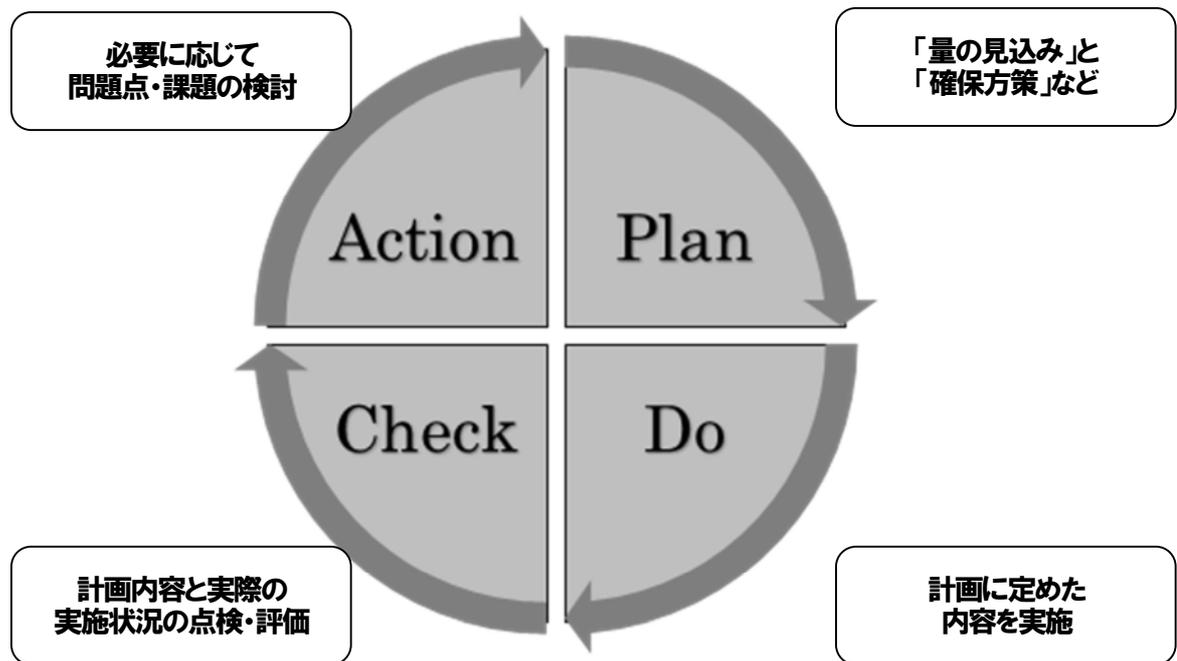
関係者それぞれが適切に役割を果たしていくとともに、関係機関相互の連携が行われるよう積極的に関わり、子育てを地域で支える体制を整えていきます。

3 計画の実施状況の点検・評価

計画に定められた施策の実施状況を毎年度、点検・評価するとともに、利用者へのアンケートを実施し、満足度や要望などを把握していきます。結果についても広報紙やホームページへの掲載などにより区民へ周知し、今後の計画の推進や見直しに反映させていきます。

4 子ども・子育て会議

計画の推進にあたり、子ども・子育て支援法第77条に基づき条例により区長の附属機関として設置した「葛飾区子ども・子育て会議」の意見を踏まえて進めていきます。委員は、子どもの保護者や子育て支援に関する関係機関・団体の代表者、学識経験者などで構成されています。



本計画の実現に向けては、毎年度、PDCAサイクルに基づいて、計画の実施状況について点検・評価し、必要に応じて問題点や課題の検討を行い、改善や見直しなど必要な措置を講じていくこととします。

5 その他

その他、葛飾区基本計画における「公共施設の効果的・効率的な活用」や「子育て支援施設の整備方針」など、全庁の取組を踏まえて推進していきます。